

秋田市認定こども園の認定の要件ならびに設備および運営に関する 基準を定める条例（案）について

1 認定こども園の類型・制度について

認定こども園には、次の4類型があります。このうち、幼保連携型認定こども園については、中核市である秋田市が認可権限を持っていますが、ほかの3類型については、現在、秋田県が認定こども園としての「認定」を行っています。

	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
H30.12.1時点の 本市施設数	19	4	1	0
施設の性質	幼稚園機能と保育所機能の両方を併せ持つ単一の施設として認定こども園の機能を果たすタイプ。	幼稚園が、保育の必要な子どもを受け入れるため保育所機能を備え、認定こども園の機能を果たすタイプ。	認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるため、幼稚園的な機能を備えて認定こども園の機能を果たすタイプ。	認可保育所以外の保育機能施設（※認可外保育施設等）が、幼稚園的な機能も備えて認定こども園の機能を果たすタイプ。
法的性格	学校かつ児童福祉施設	学校 (幼稚園＋保育機能)	児童福祉施設 (保育所＋幼稚園機能)	保育所機能＋幼稚園機能
設置主体	国・自治体 学校法人 社会福祉法人	国・自治体 学校法人	制限なし	制限なし
認可・ 認定権限 (※)	<認可> 都道府県 政令指定都市 中核市	<認定> 都道府県 政令指定都市		

※認可・・・「幼保連携型認定こども園」として新たな施設の設置を認めること。

認定・・・既存の施設等に対し、一定の基準を満たしていることを前提として、「認定こども園」として認めること。

2 条例設定の趣旨について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、認定こども園制度にかかる法律である「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（略称：認定こども園法）が一部改正され、これまで秋田県が行ってきた幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定については、平成31年度から本市が行うこととなります。

このため、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定にかかる要件等を定めるため、条例を設定するものです。

3 条例で定める基準の基本的な考え方

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定については、秋田県からの権限移譲であるため、原則として秋田県の認定要件を基本としますが、本市における他の保育所や幼保連携型認定こども園等の認可基準との整合性を図るとともに、認定こども園としての機能や役割を確実に実行できる施設とするため、本市独自の基準も設定します。

【本市独自の基準について】

(1) 調乳室（設備）、沐浴室（設備）の設置

本市の保育所、幼保連携型認定こども園および小規模保育事業所等の施設の認可基準においては、満1歳に満たない乳児を受け入れる施設にあっては「調乳室又は調乳を行う設備」、満3歳に満たない乳幼児を受け入れる施設にあっては「沐浴室又は沐浴設備」の設置を定めていることから、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園についてもこれらの設置を認定要件に加えることとします。

なお、既に秋田県から認定を受けて運営している本市の幼稚園型認定こども園および保育所型認定こども園は、この基準を満たしています。

(2) 地方裁量型認定こども園の認定要件

認定こども園は、子どもへの教育・保育の一体的な提供を行うとともに、地域の子育て支援の役割も担う施設であることから、認定こども園としての一定の質を確保し、期待される役割を十分果たすよう、保育所や幼稚園の認可を受けていない地方裁量型認定こども園の認定については、次の要件を加えることとします。

○設置者の要件 就学前児童の教育・保育を提供する施設や事業を5年以上実施していること。

※教育・保育の質を確保するとともに、適切な運営を担保するため。

○利用定員の要件 保育を必要とする子どもの利用定員は、20人以上とする。

※小学校への接続を配慮し、一定の集団を確保するため、認可保育所の最低利用定員と同様の基準とする。

○屋外遊戯場の要件 園舎と同一の敷地内又は隣接地に設けることとする。

※幼稚園と同様の基準とする。

内容		国の基準	県の基準	本市の基準(案)	備考
調乳室（調乳設備）の設置について 対象：幼稚園型認定こども園 保育所型認定こども園 地方裁量型認定こども園	満1歳に満たない乳児を受け入れる施設にあっては、調乳室又は調乳する設備を設置すること。	なし	なし	あり	・本市の保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所等の認可基準としている。 ・現在市内で運営している幼稚園型、保育所型認定こども園は、全て基準を満たしている。
沐浴室（沐浴設備）の設置について 対象：幼稚園型認定こども園 保育所型認定こども園 地方裁量型認定こども園	満3歳に満たない乳幼児を受け入れる施設にあっては、沐浴室又は沐浴設備を設置すること。	なし	なし	あり	
設置者について 対象：地方裁量型認定こども園	就学前児童に教育・保育等の提供を行った実績が5年以上あること。	なし	なし	あり	・保育所、幼稚園等の認可施設および認可外保育施設（※市による立入調査を5年以上受けていること。）を対象とする。
利用定員について 対象：地方裁量型認定こども園	保育を必要とする子どもの利用定員は20人以上であること。	なし	なし	あり	・地方裁量型認定こども園については、保育所の基準と同様とする。
屋外遊戯場について 対象：地方裁量型認定こども園	園舎と同じ敷地内又は隣接地に設けること。	なし	なし	あり	・地方裁量型認定こども園については、幼稚園の基準と同様とする。